

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第七十四号

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和五年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次の表のように改正し、令和十年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

別表第2 (第2条関係)

別表第2 (第2条関係)

物の種類	令第18条第3号の含有量 (重量パーセント)	令第18条の 第3号の含有量 (重量パーセント)	物の種類	令第18条第3号の含有量 (重量パーセント)	令第18条の 第3号の含有量 (重量パーセント)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート (別名ジノカツプ) (2, 4-ジニトロ-6-(オクタゾン-2-イル)フェニル= (E)-2-ブチノアート (別名メプチルジノカツプ) を除く。異性体混合物*を含む。)			ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート (別名ジノカツプ) (2, 4-ジニトロ-6-(オクタゾン-2-イル)フェニル= (E)-2-ブチノアート (別名メプチルジノカツプ) を除く。異性体混合物*を含む。)		
<u>ジビニルベンゼン (オルト-ジビニルベンゼンに限る。)</u>	<u>1パーセント</u>	<u>1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>ジビニルベンゼン (オルト-ジビニルベンゼンを除く。)</u>	<u>1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
ジメチルヒドラジン (1, 1-ジメチルヒドラジンに限る。)	(略)	(略)	ジメチルヒドラジン (1, 1-ジメチルヒドラジンに限る。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

備考 (略)